

特 記 仕 様 書

第 1 条 （適用範囲）

1. この特記仕様書は、千葉県企業局水道工事標準仕様書でいう特記仕様書で、配水管の布設を請負により施工する工事に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、千葉県企業局水道工事標準仕様書、小口径配水管布設工食用標準図集、千葉県土木工事共通仕様書及び千葉県企業局水道工事特記仕様書（共通編）によるものとする。

第 2 条 （工期）

工期は、契約の翌日から令和9年8月12日限りとする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実作業日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

余裕期間	契約日 ～令和9年2月14日
準備期間	30日間
後片付け期間	20日間
稼働率 ※休日と天候等による作業不能日を含めた実作業日数を算出するための係数 実作業日数/稼働率＝実作業日数÷不稼働日	0.570
休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）	39日間
その他の不稼働日	5日間

第 3 条 （フレックス工期契約制度）

1. 本工事は、千葉県企業局建設工事フレックス工期契約制度の適用工事である。
2. 本工事の着手期限は、令和9年2月14日とする。
3. 工期の終期日は、令和9年8月12日とする。
4. 留意事項
 - （1）受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書（第1号様式）を発注者に届け出なければならない。
 - （2）契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
 - （3）契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
 - （4）工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。
 - （5）前払金は、工事着手日の10日前まで請求できない。
 - （6）工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものである。
(工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。)

第4条 (施工時期)

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼 間 作 業	○
夜 間 作 業	—
昼夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 (建設副産物の処分)

指定処分 (A)

1. 発生土

本工事により発生する土砂 (551.4m³) は、八千代市下高野341-1番地先、片道運搬距離5.0kmの北新建設(株)下高野土質改良プラントに運搬し処理するものとする。

2. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材 (216.1 t) は、我孫子市日秀字堀込230-4地先、片道運搬距離 12.5kmの東京利根開発(株)に運搬し処理するものとする。

なお工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 建設廃棄物

(1) 本工事により発生するアスコン塊 (131.4t) は、船橋市小野田町1514-1地先、片道運搬距離 5.9kmの前田道路(株) 総武合材工場に運搬し処理するものとする。

(2) 本工事により発生するコンクリート塊 (6.5t) は、我孫子市日秀字堀込230-4地先、片道運搬距離 12.5kmの東京利根開発(株)に運搬し処理するものとする。

~~(3) 本工事により発生する石綿管(0.000空m³)は、市番地先の(株)に許可を受けた業者が運搬し処理するものとする。~~

(4) 本工事により発生する撤去材・残管 (10.368t) は、松戸市稔台5-13-2地先、片道運搬距離 17.9kmの武蔵野金属(株)に運搬し処理するものとする。

~~(5) 本工事により発生する撤去材・鉛管 (0.000t) は、市番地先、片道運搬距離 kmの(株)に運搬し処理するものとする。~~

~~(6) 本工事により発生する撤去材・ステンレス鋼鋼管 (0.000t) は、市番地先、片道運搬距離 kmの(株)に運搬し処理するものとする。~~

~~(7) 本工事により発生する撤去材・ビニール管 (0.000t) は、市番地先、片道運搬距離 kmの(株)に運搬し処理するものとする。~~

(8) 受注者は、舗装の切断作業時に発生する排水を回収し、産業廃棄物として処理しなければならない。

なお、本工事により発生する排水 (2,374kg) は、八千代市吉橋字内野1075-9地先、片道運搬距離 8.7kmの千葉丸辰道路(株)八千代工場に運搬し処理するものとする。

(9) 本工事により発生する伐採根 (0.122t) は、千葉市中央区浜野町1025-152地先、片道運搬距離 26.6kmの(株)チップ興業千葉リサイクルセンターに運搬し処理するものとする。

(10) 工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

また、上記(4)～(6)の金属有価物の搬出にあたっては発注者からの納品書を受領して行うこと。

※ 金属有価物については、指定運搬先に対し、契約後速やかに予定搬出量や予定搬出時期を連絡すること。また、搬出にあたっては、発注者から納品書を受領して行うこと。

なお、搬出先については令和8年度内に搬出する場合の搬出先であり、翌年度以降に搬出する場合の搬出先は別途発注者から指示するものとする。搬出先が変更となった場合は、変更搬出先に対し、速やかに予定搬出量や予定搬出時期を連絡すること。

4. 指定処分(B)

(1) 建設発生土

受注者は、建設発生土の受け入れ場所を決定し、監督職員へ関係資料を提出する。また、処分については「千葉県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」等を遵守するものとする。

~~第6条 (購入洗砂)~~

~~埋戻し材に使用する購入洗砂は、粒度試験結果の0.075mm以下の通過質量百分率が6%以下であること、また、JIS A 5308 付属書A (レディーミクストコンクリート用骨材)A.8砂利及び砂に規定されている塩化物量0.04%以下であることを確認し、使用すること。~~

第7条 (再生資源利用計画)

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第8条 (再生資源利用促進計画)

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第9条 （専任特例2号の場合の監理技術者の配置）

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - （5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。
 - （6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務する事となる場合、前項（1）～（8）の事項について確認できる書類を提出すること。
3. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第10条 （個人情報等の取り扱い）

受注者は、本工事を完成するために必要な個人情報等の取り扱いについて、「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第11条 （配水管分岐から水道メータまでの配管）

サドル分水栓の穿孔や給水管の接合などの給水工事に従事する技能者は、下記のいずれかの条件を満たす者でなければならない。

- ア. 当局の「配管工証」を取得している者
- イ. 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の検定合格者、又は同財団の給水装置工事配管技能者認定証を交付された者
- ウ. ア又はイと同等以上の経験と技術を有する者で、千葉県企業局の承認を得た者

~~第12条 (石綿セメント管の撤去作業等の遵守事項)~~

- ~~1. 受注者は、撤去した石綿セメント管の処理について「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」(昭和63年7月22日付け産業廃棄物対策室長通知)等関係法令に基づき適正に処理するものとする。~~
- ~~2. 受注者は、石綿セメント管の撤去作業等を行う場合において、労働安全衛生法に基づく「石綿障害予防規則」(令和2年7月1日改正、厚生労働省令第134号)を遵守しなければならない。~~

第13条 (中間検査の対象工事)

本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という)に該当した場合は、千葉県企業局建設工事検査要綱及び中間検査実施細則(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。

- (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点で行うが、実施時期は監督職員が指定する。
- (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認を行うが、給付の対象とはしない。

第14条 (電子納品)

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品で納品することを言う。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書」の電子納品要領(案)工事編：(以下、「要領」という。))に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で正副2部提出する。「要領」で特に記載の無い項目については、原則として電子成果品を提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子化納品の運用にあたっては、「千葉県企業局電子納品運用ガイドライン(案)平成31年4月改定」等を参考にするものとする。

3. 成果品の提出の際には、国土交通省の電子納品チェックシステムによるチェックを行い、事前協議でエラーチェックの対象から除外された以外の項目についてエラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第15条 (溶融スラグ入りアスファルト合材の使用について)

同一配合の合材の1日当たりの使用量が50t以上になり、溶融スラグ入り再生合材の調達可能な場合において同合材を使用すること。

第16条 (施工管理業務委託)

1. 施工管理業務委託は、監督職員が行う業務の一部を第三者に委託するものである。
2. 本工事が施工管理業務委託の対象工事となった場合は、適宜対応すること。

なお、施工管理業務委託の受注者については、別途、監督職員から通知する。

第 17 条 （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事）

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
2. 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。

第 18 条 （週休 2 日制適用工事【現場閉所による週休 2 日工事】）

1. 本工事は、週休 2 日制適用工事である。
2. 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）達成相当の経費を補正している。
3. 受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができる。
4. 受注者が、工事着手前に完全週休 2 日（土日）の取組を希望し、なおかつ対象期間内での完全週休 2 日（土日）相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
5. 週休 2 日制の実施にあたっては、「週休 2 日制適用工事実施要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。

第 19 条 （エアモルタル等充填工）

エアミルク充填工は、配合・設備・管理・方法等について、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

また充填剤が隅々まで十分行き渡るよう慎重に施工するとともに、充填剤の漏出等に注意し事故の防止に努めなければならない。

第 20 条 （設計変更）

設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び水道工事標準仕様書共通編 1. 1. 11 から 1. 1. 13 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）令和 3 年 1 月（千葉県県土整備部）」によるところとする。

第 21 条 （法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 22 条 （千葉県建設キャリアアップシステム活用工事）

1. 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。
2. 受注者は、工事の締結後、工事着手前に C C U S 活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。

第23条（遠隔臨場の実施）

本工事について遠隔臨場の試行を希望する場合は、発注者と協議し、試行可能と回答が得られた場合は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」とすることができる。

1. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

2. 内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声をスマートフォン向けのTV電話やWeb会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については受注者との協議により実施するものとする。

②ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

（3）効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（4）費用

本試行に要する費用は、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機械の手配は、基本的にリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方とする。

第24条（中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材※を調達した場合
※ただし、代替資材のうち以下に示す器材については、原則として当局の器材承認を得ているものとする。
未承認の器材を使用したい場合は、先に器材承認を得なければならないため、調達前に器材の仕様書等を提出すること。
必要書類については監督職員と協議すること。
 - （1）導・送・配水管並びに場内連絡管に使用する管類・弁栓類・伸縮管類・管接合付属品・弁筐鉄蓋類・電気防食用器材及びこれに付属するもの。
 - （2）給水装置用器材に関するもので、配水管から分岐して量水器までに使用する管類・器具及び付属用具。
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第25条（枯補償）

1. 植栽樹木等が、工事完了引渡し後1年以内に植樹した時の状態で枯死または形姿不良（枯枝が樹冠部の概ね3分の2以上となった場合または通直な主幹をもつ樹木については、樹高の概ね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木等と同様またはそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死または形姿不良の判定は、発注者と受注者とが立合いのうえ行うものとする。

ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動等の天災等により流失、折損、倒木した場合はこの限りではない。

植替え時期については発注者と協議するものとする。
2. この契約でいう樹木等とは次のとおりとする。

樹木・地被類

第26条（その他）

1. 本仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示による。
2. 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
- ~~3. 本件は、「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。このため、契約初年度は、前払金等の支払い請求ができないことに留意すること。~~

ワンデーレスポンスに係る特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。

ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。